

昭和54年10月1日

毎月1回10日発行

令和6年12月10日

第3種郵便物認可

名古屋手をつなぐ

No.583 (12月号)

頒価 一部100円

名古屋



〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

TEL 052(671)6211(代)

FAX 052(671)6214

社会福祉法人

名古屋手をつなぐ育成会 印刷・発行

発行責任者 理事長 稲垣 敬三

ホームページ URL <https://nagoyaikuseikai.or.jp>



「僕の大好きな仮面ライダーたち」

権利擁護委員会・研修委員会合同研修

「障害を理由とする差別の解消について」 ～みんなが安心して暮らすために一緒に考えましょう！～



今年度の権利擁護委員会と研修委員会の合同研修は、令和6年4月に改正された「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」について学習します。あわせて令和6年10月に施行された「ナゴヤあいサポート事業」についてもお話しいただきます。

親亡き後も、障害のある人が安心して暮らせる社会にするために共に考えませんか。

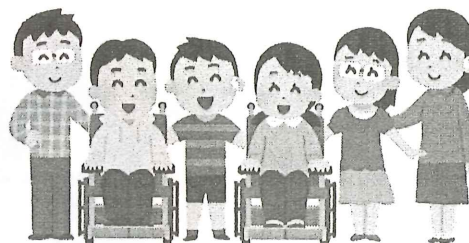
寒い時期ですが皆様のご参加をお待ちしております。

記

◇日 時：令和7年2月28日(金) 10:00～12:00

◇会 場：名古屋手をつなぐ育成会福祉会館 3階ホール

◇テーマ：「障害を理由とする差別の解消について」



～みんなが安心して暮らすために一緒に考えましょう！～

◇内 容：パネルディスカッション形式

◇パネラー：名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田 規貴 氏

名古屋市健康福祉局 障害福祉部 障害企画課課長補佐

(障害者差別解消・福祉都市推進担当) 岡嶋 真木子 氏

◇コーディネーター：名古屋手をつなぐ育成会 副理事長 濱田 智恵実

◇申し込み： 会員さんは支部の会長に出席を伝えてください。

支部会長は参加者名をまとめて①～③の方法で2月20日までにお申し込みください。

① 名古屋手をつなぐ育成会までFAX (052-671-6214)

② メール：ikuseikai1@nagoyaikuseikai.onmicrosoft.com

③ 宮原の個人LINEがショートメール

◇お問い合わせ：宮原(TEL：090-1563-9230)

《ナゴヤあいサポート事業》

名古屋市では、障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、すべての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」を、令和6年10月から「ナゴヤあいサポート事業」として実施していきます。

れいわ ねんど さくひんぼしゅうちゅう
令和6年度 作品募集中

なごやて いくせいかい
名古屋手をつなぐ育成会

てん
アート展

さくひん
みんなの作品をまっています♪～

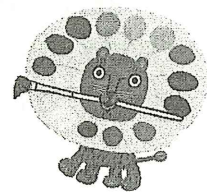
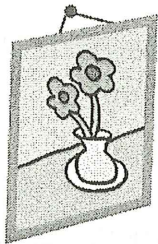
おうほきかん れいわ ねん かつ にちもく
 ☆**応募期間：令和6年12月19日(木)**

れいわ ねん かつ にちもく
 ~**令和7年1月16日(木)**

ていしゅつぼしよ なごやて いくせいかいふくしかいかんじむきょく
 ☆**提出場所：名古屋手をつなぐ育成会福祉会館事務局**

と じむきょく き
お問い合わせは事務局に聞いてください。052-671-6211

くわ かつこう み
詳しくは、10月号を見てね。



第62回特別支援教育展「きらめき展」

テーマ：つながる えがお

日時 令和7年2月4日(火)～2月9日(日)

午前9時30分～午後5時00分(入場は午後4時30分まで)

会場 名古屋市民ギャラリー栄(8階展示ホール)

主催 名古屋市教育委員会、名古屋市立小中学校長会、
中日新聞社会事業団、名古屋市特別支援教育研究協議会

後援 名古屋市教育会、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

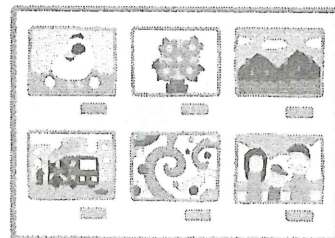
- 目的 (1) 作品の制作、発表という体験を通して、児童生徒が学校生活への喜びや自信をもてるようにする。
- (2) 児童生徒の作品および特別支援学級・特別支援学校等の解説パネル等を紹介することによって、特別支援教育についての理解を図る。

展示内容 (1) 児童生徒の作品

- ア 平面作品(絵画、版画、書写作品等)
- イ 立体作品(特別支援学校 高等部作業作品)

(2) 特別支援教育の紹介

- ア 特別支援学級の解説パネル
- イ 通級指導教室の解説パネル
- ウ 特別支援学校の解説パネル



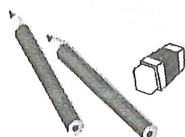
「心のともしずく運動」へのご協力お願い

団体でも個人でも、どなたでも申し込みます。申し込みをお待ちしております。

名古屋手をつなぐ育成会では、昭和46年に「愛のひとしずく運動」として名古屋市立小中学校長会のご協力をえて鉛筆販売を始めて以来(昭和56年国際障害者年に「心のともしずく運動」と名称変更)、現在にわたり教育現場と手を携えて運動を進めてまいりました。

昨年度は、1,351,698円の資金協力を得ることができ、うち250,000円を名古屋市特別支援教育研究協議会への助成を通じて、特別支援教育展「きらめき展」などに活用していただいています。

今年度も、令和7年1月19日より、育成会各区支部を通じて各学校にお願いに参ります。

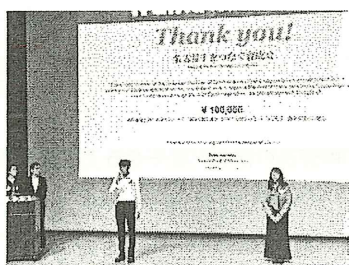


〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4丁目4-5
社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

2024 ウォークソン国際チャリティフェスティバルのご寄付を いただきました！いつもありがとうございます！！

11月12日(火)、名古屋国際学園にて寄付金贈呈式が行われ、今年も10万円のご寄付をいただきました。また今回は各団体の活動を学生さんが英訳して、外国の方にも主旨がしっかり伝わるように工夫をしてくださいました。贈呈式終了後はより親睦を深める交流会もあり、「私たちは様々な方々に支えられているんだなあ。」と実感いたしました。

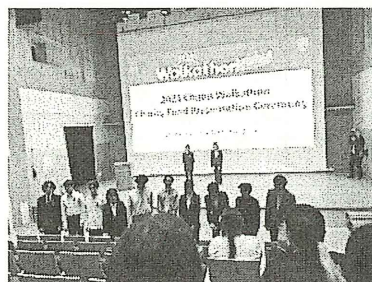
このご寄付により、そだつ・はたらく部会で昨年大好評だった「南知多方面のいちご狩り」を企画していますので、幼児・学齢のご家族の皆さんお楽しみになさってください(^_^)🍓



育成会の活動を一生懸命
英語で説明してくれました！



総括校長マシュー・パールさん



頑張ってた学生ボラさん

Nittera 日本特殊陶業様から素敵なマグボトルを いただきました！ありがとうございます！！

10月末にたくさんの素敵なマグボトルをいただきました！ブルー・イエロー・グリーン・オレンジと色とりどりのカラーで、各支部の会員や子どもたちに配ったところとても嬉しそうにしていました。大切に使用させていただきます♡



天白区支部 絵画教室の仲間たち



being あつたの利用者さん



今年もステンレス携帯マグボトルをいただきました。ありがとうございました。お仕事や学校へ行くときにカバンに入れて持って行きます。

being あつたの利用者さん

令和6年度市長要望に対して回答をいただきました

令和6年8月9日に実施した名古屋手をつなぐ育成会の市長要望に対して、11月6日名古屋市健康福祉局障害企画課長名で回答書をいただきました。この要望書の回答は全文を掲載させていただきました。この回答書を基に区長懇談会も充実したものにしていきたいと思います。

R6要望			R6回答
I 障害のある人の権利擁護の推進と「共生社会」の実現			
1. 年金受給額と受給対象者の拡大			
I	1	-	<p>障害基礎年金の給付額を生活保護制度に定める最低所得水準まで受給額を引き上げてくださるよう、また軽度の知的障害者まで年金受給が可能となるよう国へのはたらきかけをお願いします。</p> <p>年金制度の在り方につきましては、費用を負担する立場、年金を受給する立場などからいろいろな意見、考え方があるところです。本市としては、無年金者を生じさせないなど、市民の年金受給権を守るという観点から、他の政令指定都市と共同で国に対して制度の改善を要望しています。</p>
2. 障害者虐待防止法について			
I	2	-	<p>障害者への虐待を防止するため、「障害者虐待防止法」について家庭、事業所などあらゆる場面での理解啓発の機会を増やしてください。</p> <p>名古屋市障害者虐待相談センターでは、当事者グループや施設、事業所等に対し、障害者虐待の防止や対応についての出前講座を開催しています。また、同センターでは一般向けに障害者虐待防止啓発のためのリーフレットを作成し、区役所や支所等にて配架しています。今後も障害者虐待に関する知識普及の機会を増やせるよう努めてまいります。</p>
3. 障害者差別解消法による整備・改善			
I	3	(1)	<p>「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」のようなことが起きぬよう、障害者差別解消のための研修をすべての行政職員の方に実施してください。</p> <p>令和5年12月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改定を行い、市職員全員に配布するとともに、『意識のバリアフリー行動宣言』の呼びかけと併せて、周知・徹底を図ったところです。加えて、令和5年度においては、全職員を対象とした「職場内人権研修」(令和5年12月4日～令和6年1月17日)をラーニング方式で、「人権基本」に加えて「障害者の人権」も必須科目として実施しました。また、令和5年度に実施いたしました「課長級職員研修」、「指定管理事業者等職員向け研修」及び「窓口職員等向け研修」におきましては、障害当事者を交えたグループワークや障害者疑似体験を取り入れ、障害理解の一層の促進を図っており、令和6年度には、新たに「課長補佐級職員研修」を追加し実施してまいります。その他にも、総務局主催の職員研修において、新規採用者研修、人権指導者養成研修の研修科目の一つとして障害者差別解消法及び名古屋市職員対応要領について研修を実施するなど、職員研修の充実を図っているところです。</p>
I	3	(2)	<p>改正障害者差別解消法に明記されたように、すべての事業者による合理的配慮の提供の理解促進をお願いします。</p> <p>障害者差別相談センターにおける出前講座、障害者理解に関する講師派遣事業や民間活力を活用した広報等を通じて、事業者による合理的配慮の提供の義務化や各障害特性への理解を一層進めてまいります。また、令和6年10月より、事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して助成を行う事業、及び障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」を養成する「ナゴヤあいサポート事業」の2つの事業を新たに実施しており、これらの取り組みを通じ、事業者への合理的配慮の提供の一層の理解促進に努めてまいります。</p>
I	3	(3)	<p>学校教育で障害者差別解消について知的障害者理解に関する授業を取り入れてくださるようお願いいたします。</p> <p>【教育委員会】 各学校におきましては、人権教育を通し、人権尊重の精神に立った資質や能力の育成に取り組んでおります。また、人権教育では、「正しく理解する」ことを大切にしております。今後も、障害者差別をはじめ、あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認め合う、人間性豊かな児童生徒の育成に努めてまいります。</p> <p>【健康福祉局】 障害特性の理解を深めるための広報・啓発では、学齢期の子どもたちにも理解できる内容とすることにより、子どもたちへの啓発にもなるように取り組んでまいります。また、障害者理解に関する講師派遣事業においては、各学校での活用も行われているところです。加えて、令和6年10月より事業を開始した「ナゴヤあいサポート事業」におきましては、小学生の研修受講者を「あいサポートキッズ」として認定することで、子どもたちへの障害理解の促進につなげてまいります。</p>

			R6要望	R6回答
I	3	(4)	医師、及び医療関係者に知的障害者理解を進めてください。	医療機関も含めた事業者に対し、障害者差別相談センターにおける出前講座、障害者理解に関する講師派遣事業において、合理的配慮の提供や知的障害をはじめとした各障害特性への理解を進めてまいります。 加えて、令和6年10月より「障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」、及び障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」を養成する「ナゴヤあいサポート事業」の2つの事業を新たに実施しており、これらの取組みを通じ、障害者理解の一層の促進を進めてまいります。
I	3	(5)	障害のある人の選挙について配慮のあること(投票支援カード等)を周知してください。すべての投票所(期日前投票所も含む)でサポートを必要としている方が困らないよう、職員の対応を各区で統一してください。また候補者の顔写真も用意してください。	投票支援カードを始めとした障害のある人の選挙について、配慮があることの周知におきましては、本市ウェブサイトや、選挙の際にすべての有権者にお配りしている「選挙のお知らせ」、市長選挙の際に発行している広報なごや特集号などにおいて、引き続き幅広く周知できるようにしていきます。 投票所に従事する職員に対しては、障害の種類に応じた介助方法や、点字器の使用法を掲載したマニュアルをあらかじめ配布し、職員の意識と理解を高めるとともに、障害の特性に応じた適切な対応が各区で行えるよう取り組んでまいります。 また、候補者の顔写真については、候補者の写真が掲載されている選挙公報を投票所で用意しており、投票記載台でご自身の手元の範囲で選挙公報をご覧いただきながら、投票用紙を記載することが可能となっております。
I	3	(6)	急速に進むデジタル化について、知的障害者・高齢者が取り残されることのないようお願いします。	障害者にとってデジタル化が新たな社会的障壁とならないよう、合理的配慮をはじめとした障害理解の啓発に努めるとともに、窓口における丁寧な案内やわかりやすい広報に努めてまいります。
I	3	(7)	行政窓口においては、どの職員が対応しても障害のある人にわかりやすい説明などの配慮をお願いします。	令和5年12月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市の職員対応要領」の改定を行い、市職員全員に配布して、周知・徹底を図ったところです。 令和5年度の職員研修におきましては、障害当事者を交えたグループワークや障害者疑似体験を取り入れ、障害理解の一層の促進を図っております。令和6年度におきましては、新たに「課長補佐級職員研修」を追加し、職員研修の充実を図ってまいります。 また、本市の各部署で取り組んでいる合理的配慮の好事例を収集して全庁で共有することにより、各部署で配慮のある対応が取り組めるよう、引き続き努めてまいります。
I	3	(8)	名古屋城木造復元天守閣は、上りたい人誰もが上れる天守閣になることを望みます。	「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会による最終報告やご要望も踏まえ木造天守のバリアフリーの方針について、改めて考えてまいります。
4. 権利擁護の仕組みづくり				
I	4	(1)	成年後見制度の利用の促進に関する法律のもと、身上監護と本人の意思決定を重視した支援の仕組みづくりをさらに充実して下さい。福祉との連携を図り、後見人が支援者の輪に加わって、被後見人を中心に置いたチームとしての支援をする方策をさらに進めてください。	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき令和2年3月に策定した名古屋市成年後見制度利用促進計画を推進する中で、権利擁護支援の必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、地域課題の支援策の検討等を行う協議会をはじめとした様々な取組みを進めるとともに、次期名古屋市成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、意思決定支援などに関する更なる取組みについて検討してまいります。また、成年後見あんしんセンターを中心として、チーム会議等を通じ本人にとって適切な制度利用がされるよう、個別支援に引き続き取り組んでまいります。
I	4	(2)	成年後見制度に頼らず、使いやすい権利擁護の仕組みづくりを進めてください。	今年度末に策定予定の第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、成年後見制度以外の支援も含めた総合的な権利擁護支援策の充実について、検討していきたいと考えております。
II 障害児の療育、保育、教育の推進				
1. 早期療育の整備・推進と充実				
II	1	(1)	地域療育センターの初診の待機が続いています。さらに障害児の初診に待機がないようにさらに改善してください。	地域療育センターにおける初診待機期間が長期化していることから、平成29年度より一定の待機期間が発生している地域療育センターに小児科医・心理士・ケースワーカーを増員し体制強化を図ったところです。今後も長期間お待たせすることがないよう検討してまいります。

			R6要望	R6回答
II	1	(2)	すべての地域療育センターで初診前サポート事業を実施してください。	初診前サポート事業につきましては、令和元年7月から東部地域療育センターにおいてモデル実施を行い、令和2年7月から同センターにおいて本格実施しています。令和3年7月からは南部地域療育センター、令和5年7月からは中央療育センター、令和6年7月からは、西部地域療育センター及び北部地域療育センターにおいて初診前サポート事業を開始し、全ての地域療育センターにおいて実施することとなりました。今後も、各地域療育センターの機能強化に向け、検討してまいります。
II	1	(3)	愛護手帳の判定や再判定の待機期間が長期化しているため、中央児相だけでなく他の地域療育センターでも判定、再判定ができるよう改善してください。	18歳未満に係る愛護手帳の判定は児童福祉センターで行っておりますが、希望者が増加してきていることから、令和2年度及び3年度に会計年度任用職員を増員し体制強化を図ったところです。今後も長期間お待たせすることがないように検討してまいります。
II	1	(4)	地域療育センターの増設の計画を教えてください。	令和2年3月に策定した「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、地域療育センターの新規整備に向け、一か所目については、守山区エリアにおける整備に向けて、検討を進めているところです。
2. 保育・幼児教育における障害特性に合わせた支援の充実				
II	2	(1)	障害のある子どもは小さい頃から地域の理解が必要です。障害のある子どもを身近な地域の保育園や幼稚園で受け入れてください。	<p>【子ども青少年局】</p> <p>保育所等の利用については、保育の必要性に応じて利用調整をしており、障害の有無に関わらず全ての方が希望の保育所等を利用できる状況ではない旨、ご理解をお願いいたします。また、障害のあるお子さんの保育所等の利用については、集団保育を実施していく上での受入れ体制の確保など、適切な保育を行う上で一定の制約があるところですが、今後もできる限り保護者の希望にお応えできるよう努めてまいります。なお、令和6年3月1日現在、全ての公立保育所87か所及び民間保育所等397か所で障害のあるお子さんを受入れており、前年度と比較して26か所の増となっております。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>公立幼稚園においては、現在、全ての園において障害のあるお子さんの受け入れを行っています。適切な環境の下で、先生や多くの友達と集団で生活することを通してお子さん一人一人に応じた指導を行うことにより、お子さんの全体的な発達を促していくことに配慮した教育活動を行っているところであり、今後も努めてまいります。</p>
II	2	(2)	保育園や幼稚園で、障害特性に合わせた障害児支援に努めていただけるようお願いいたします。地域療育センターの地域支援・調整部門の2か所目が設置されましたが、さらに拡充をしてください。	<p>【教育委員会】</p> <p>公立幼稚園においては、お子さんの障害の状態等に応じた指導方法を検討し、日々の教育活動を行っているところです。地域療育センターの地域支援事業を活用し、専門的な助言を受けながら、よりお子さんに合った指導をすることができるよう今後も努めてまいります。</p> <p>【子ども青少年局】</p> <p>保育所においては、一人一人の心身の状態などに応じて適切かつ細やかな援助に努めているところです。そのために必要な職員配置や補助について実施をしているところです。地域療育センターの地域支援・調整部門につきましては、「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、引き続き拡充に努めてまいります。</p>
3. 教育・家庭・福祉の連携と知的障害児の理解の推進、充実した学びの場の整備				
II	3	(1)	特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を日頃からすべての学校で進めてください。	交流及び共同学習については、各校において教育課程上の位置づけやねらいなどを明確にし、計画的・継続的に実施しております。学校全体で障害のある子もいない子も教育目標を達成できるよう今後も努めてまいります。
II	3	(2)	個別の教育支援計画作成には、本人の意思と保護者の意向を汲み、医療、福祉等の関係機関とさらに連携してください。	本人及び保護者の意向を踏まえ、関係機関と情報の共有を図っております。今後も関係機関との一層の連携に努めてまいります。
II	3	(3)	小中学校の通常級の不登校が増えているように、特別支援学級や特別支援学校の不登校の生徒も増えているようですが件数を教えてください。家族が大変困っているので対策を考えてください。	特別支援学校(小・中学部)における不登校児童生徒数は10件(令和4年度)と把握しております。特別支援学級における不登校児童生徒の数を把握できるよう調査を進めてまいります。また、各学校に配布しております「学校における不登校対応マニュアル」に沿って、不登校児童生徒及びその家族への支援に努めてまいります。
II	3	(4)	特別支援学校の過大化対策として、今後も市立特別支援学校新設をご検討ください。とりわけ緑区方面が不足しております。	特別支援学校の過大化対策として、天白特別支援学校の増築及び西特別支援学校小中学部の移転における校舎の設計を始めております。今後も、特別支援学校全体での教室不足の対応を検討してまいります。
II	3	(5)	生徒や教職員のために、知的障害児・者の理解と啓発の授業や研修を推進してください。「知的障害・発達障害疑似体験」なども取り入れていただく学校を増やしてください。	児童や生徒、教職員に対し、知的障害のある児童生徒の理解を促す教育ができるよう努めてまいります。

		R6要望	R6回答
III 地域で普通の暮らしを実現するための当事者主体の支援整備			
1. 住み慣れた地域で安心して暮らせる生活支援施策の整備・充実			
III	1	(1) 「恵」の件で、強度行動障害のある人は、現実的にはまだまだ受け入れられていません。困っているのは本人とその家族です。強度行動障害のある人が必要な支援を受けられるよう、名古屋시가設置運営する強度行動障害に特化した事業所を作り、強度行動障害のある人をしっかりケアできる体制を作ってください。	本市においては、専門支援員の養成・派遣と事業所職員向けの研修等を総合的に行う強度行動障害者支援事業の実施等、強度行動障害のある方への支援が円滑に行われるよう取組みを進めているところです。 また、国庫補助を活用したグループホーム等の整備においても、地域生活支援拠点事業所や強度行動障害のある方の利用を可能とする受入体制を整えたグループホーム等を優先的な整備対象とする等、設置促進にも努めているところです。 本市といたしましては、これらの施策により、地域の障害福祉サービス事業所において強度行動障害のある方をしっかりケアできる体制を整えてまいりたいと考えております。 令和6年度においては、ニーズ調査も実施しておりますので、引き続き、皆様のご意見をお聴きしながら、強度行動障害のある方が、円滑に必要な支援を受けられるよう取組みを進めてまいります。
III	1	(2) 移動支援従事者の不足が常態化しています。最低賃金が上がっていることから移動支援従事者の報酬単価を上げてください。	移動支援については令和2年度に、利用割合の一番高い時間帯である「30分～1時間」の区分に係る報酬単価の増額を実施しており、今後も、利用実態を把握しながら随時、適正な報酬水準となるよう努めてまいります。
III	1	(3) 市は広報・啓発のみならず、実効性の高い障害福祉人材の確保をぜひお願いします。	本市では人材確保策として、市内障害福祉サービス事業所等に在籍する介護・障害福祉職員等の奨学金返済を支援する「介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業」、外国人技能実習生の受入を行った事業所の負担する入国後講習に係る費用を補助する「名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業」を実施しており、令和6年度からは新たに、外国人介護人材等を初めて雇用する事業所に対し、1人目の雇用にかかる費用を補助する「外国人介護人材等導入支援事業」、名古屋市移動支援事業従事者養成研修に係る費用の一部を助成する「名古屋市移動支援事業従事者養成支援事業」を始めたところです。 人材不足が慢性化している現状においては、さらなる対策が必要であると認識しており、今後も実効性の高い人材確保対策を検討して取り組んでまいりたいと考えております。
III	1	(4) 物価高騰により、GHの家賃、光熱費、食費も値上げされました。障害基礎年金2級だけでは足りない人もおり、障害のある人の生活は厳しくなりました。事業所だけでなく、本人に名古屋市独自の家賃補助など加算を検討下さい。	特定障害者特別給付費（補足給付）については、国制度に基づき、施設入所者及びグループホーム入居者を対象として給付を実施しているところです。今後も報酬改定や物価の状況等国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
III	1	(5) 市民税非課税世帯の障害のある単身者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、GH家賃補足給付並みの補助をご検討ください。	低所得で単身生活をしている障害者に対しては、福祉向け市営住宅の入居募集を行い、低廉な家賃の住居確保に努めているところです。 令和5年度においては、合計120戸の障害者世帯を対象とする福祉向け市営住宅の入居者を募集しましたが、このうち単身生活の方も入居可能な住宅が49戸ございました。
III	1	(6) 公共交通機関の利用が困難な重度障害のある人や高齢障害者にとって、通所している事業所での現在の送迎加算では十分ではありません。名古屋市独自の送迎加算をご検討ください。	送迎加算については、適切な報酬単価となるよう、引き続き国に対して要望してまいります。
III	1	(7) 高齢障害者や高齢になった親と暮らす障害のある人の状況を市として把握し、障害分野と高齢分野の連携による支援体制の最新の進捗状況を教えてください。高齢の親と障害者の二人暮らしの世帯について私たちは地域に知っていただくよう努めてまいりますが、重層的支援体制整備事業に任せるのではなく、地域での見守り支援の強化もお願いします。	複合的な課題がある世帯への相談支援としましては、相談を受けた機関（障害者基幹相談支援センター・いきいき支援センター等）において、本人や世帯の課題について、まずは属性や世代を問わず相談を受け止め、必要に応じて他の関係相談支援機関と連携して課題の解決にあたるものと考えています。また、障害者基幹相談支援センターにおいては、今年度の9月より新たに、各区1名ずつ地域連携コーディネーターの配置を行うこととしており、コーディネーターを中心に地域社会資源の把握・調整やアウトリーチによる支援ニーズの掘り起こしを行う等、地域生活の支援をしっかりと行って参ります。
III	1	(8) 地域生活支援拠点について居住区でなくても利用が可能になりました。必要な人に地域生活拠点事業所の情報が届くように周知をお願いします。地域生活支援拠点事業所と名古屋市に2か所ある緊急短期入所の利用状況を教えてください。	令和5年度における地域生活支援拠点事業及び緊急短期入所空床確保事業の利用状況は、別添「地域生活支援拠点事業実績（令和5年度）」及び「緊急短期入所空床確保事業実績（令和5年度）」のとおりです。 事業の周知については、令和6年度の制度変更に合わせて地域生活支援拠点事業のパンフレットを再作成し、今後、各区の障害者基幹相談支援センターや自立支援連絡協議会等と連携するとともに、認定調査等の機会を捉えて配布する等の取組みを進め、効果的な周知に努めてまいります。
III	1	(9) 障害者医療費助成制度の堅持と市民税非課税を要件に愛護手帳4度まで拡大してください。	障害者医療費助成制度につきましては、医療費に係る経済的支援策として必要な制度と考えております。しかしながら、当該制度につきましては、愛知県の補助基準により重度・中度の障害者の方を対象として実施しており、さらに本市独自で、軽度の障害者の方へ対象を拡大することは困難と考えております。引き続き制度の継続に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

R6要望			R6回答
III	1	(10) 名古屋市福祉特別乗車券制度の堅持と、乗車利用範囲の拡大について乗り継ぎなしで乗車できるように順次システムの変更をお願いします。	福祉特別乗車券は原則名古屋市内での移動を目的としているため、乗車駅または降車駅が市外の場合は支給対象としておりません。今後も障害者の方の外出の機会を確保し、社会参加を促進するため、引き続き制度の維持に努めてまいります。
III	1	(11) マイナカードについて、保険証だけでなく愛護手帳、医療証のひもづけをお願いします。	国において、マイナンバーカードと各種証書等との一体化を進めており、マイナ保険証の利用が開始されたところです。マイナンバーカードと愛護手帳の一体化についても、国の動向を注視してまいります。 医療証とマイナンバーカードとのひもづけについては、国において令和8年度以降の全国運用を目指して、現在は先行実施を進めているところになります。本市といたしましては、国の令和6年度公募において先行実施事業として採択され準備を進めているところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
III	1	(12) 重度知的障害や強度行動障害のある人たちが安心して入院・通院できる病院を整備してください。障害児・者に特化した病院を名古屋市にも整備してください。	重度知的障害や強度行動障害のある方たちの医療機関への受診環境について、どういった支援が必要か、何ができるかを含めて、引き続き状況把握に努めてまいります。
III	1	(13) 名古屋市歯科保健医療センターの診療時間を18:00まで延長してください。	本市におきましては、名古屋市歯科医師会が運営する歯科保健医療センターに対し、障害者歯科診療事業の安定的な運営を図るため、補助金を交付しております。いただいたご意見については、センターと共有させていただきます。引き続きセンターと連携し、より良い運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
III	1	(14) 名古屋市障害者スポーツセンター及び、各区のスポーツセンターにおいて障害者スポーツの振興を引き続きお願いします。	2026年に第5回アジアパラ競技大会の開催が予定される等、障害者スポーツへの関心が高まる中、より一層の障害者スポーツの振興のためには、障害者が身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が重要であると考えております。 障害者スポーツの振興については、本市唯一の障害者スポーツの拠点施設である障害者スポーツセンターを中心に事業を行っております。また、障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、各スポーツセンターの指定管理者が実施する障害者を対象とするスポーツ教室へ障害者スポーツセンターの職員が支援及び協力を行うほか、各スポーツセンターにおいて、障害者に対してもスポーツを実施するきっかけづくりとなるような講座・教室等を引き続き実施します。
III	1	(15) 育成会では、5支部が青年学級を続けています。障害のある人にとっては慣れた人や場所での教室を続けることが大切です。障害のある人の年齢制限のない生涯学習のために、健康福祉局での補助金をぜひご検討ください。	健康福祉局における年齢制限のない生涯学習に対する補助の実施について、障害者青年学級を現在所管している子ども青少年局と調整を図ってまいりたいと考えております。
III	1	(16) 地下鉄駅構内のバリアフリートイレの個所数を2か所に増やし、すべてのバリアフリートイレに大型ベッドを設置してください。	現在、地下鉄駅のバリアフリートイレは全ての駅で1か所以上整備しており、8割以上の駅では2か所以上整備しております。また、箇所数増については、整備する場所などの課題もあるため、困難と考えておりますが、新たにエレベーターを整備する駅でバリアフリートイレが最寄りに無い場合は、新たに整備できる場所なども含めた検討を行っておりますので、ご理解願います。 大型ベッドの設置に関してですが、既存のバリアフリートイレ内で新たに大型ベッドを設置するスペースを生み出すことが課題であり、引き続き検討してまいります。 なお、アジア・アジアパラ競技大会の競技会場最寄り駅において、アジア・アジアパラ競技大会に向けてのアクセラートのバリアフリー調査に基づき、バリアフリートイレ内に大型ベッドを1箇所設置することを検討しております。
2. 就労支援の推進・充実			
III	2	(1) 名古屋市の知的障害者雇用状況を具体的に教えてください。	令和6年6月1日現在の知的障害のある正規職員は11名、会計年度任用職員は44名となっております。
III	2	(2) 名古屋市の知的障害者雇用（特に正規雇用）を引き続き拡大してください。	知的障害のある方々が安定して働き続けるためには、障害特性にあった職域の確保、職場における障害特性の理解や合理的配慮の提供といった環境整備を行うことが大切であると考えております。そのため本市では、各種障害特性の理解を深め、職域の確保につながるような取組みを行ってまいりました。 毎年、全ての局区室の人事担当職員等を対象に、障害者の就労支援機関の方や、知的障害者を配置している職場の方を講師に、研修会を開催しております(令和6年度は8月実施予定)。 今後も、こうした取り組みを続け、本市の障害者活躍推進計画に基づき、知的障害者のみならず、障害者全体の雇用の推進に努めてまいります。

			R6要望	R6回答
III	2	(3)	就労に関する悩みや困った時の相談窓口があまり周知されていないため、「広報なごや」に掲載してください。	<p>【総務局】</p> <p>名古屋市役所においては、障害のある職員に関する職務の選定や職場生活等の相談窓口として、令和元年12月より、各局区室の人事担当課に原則1名ずつ職業生活相談員を配置しております。</p> <p>より多くの障害のある職員やその配属職場の方々に、この仕組みを活用していただけるよう、職業生活相談員に関するチラシを作成し、各配属職場での積極的な周知にご協力いただいております。今後も、様々な機会を捉え、分かりやすい伝え方を工夫し、周知・広報を行ってまいりますと考えております。</p> <p>【健康福祉局】</p> <p>本市におきましては、なごや障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援センター（2か所）及び名古屋市障害者雇用支援センターの計4か所において、障害者の就業相談や職場定着支援等の就労支援と就労にかかる自己管理に関する助言等の生活上の相談・支援を一体的に実施しているところです。当該相談窓口について、「障害者就労等の相談支援機関のご案内」として広報チラシを作成し、今年度4月に区役所福祉課や支所区民福祉課を始め関係機関等に配架しております。引き続き、関係機関等と連携しながら、障害のある方にもわかりやすい広報に努めてまいります。</p>
3. 相談支援体制の推進・充実				
III	3	(1)	「指定障害児相談事業」の不足により、学齢期の障害児と保護者がどこに相談をしたらいいのか困っているケースがあります。地域療育センターや各区の障害者基幹相談支援センターの学齢期の相談事業を早急に整備してください。	<p>障害者（児）等とその家族からの各種相談への総合的な対応及び地域で障害児支援を協議する場の充実を図る他、地域に出向いて社会資源の把握・調整等を行うため、令和6年度9月より、各区の障害者基幹相談支援センターにおいて、地域連携コーディネーターを配置することとしています。</p> <p>現状、地域療育センターにおいては小学校低学年までの児童発達支援センター利用者を中心に相談支援事業を行っておりますが、今後も相談支援体制の充実に向けて参ります。</p>
III	3	(2)	強度行動障害のある人の支援と家族の悩みに対応できる支援体制の強化をお願いします。	<p>障害福祉計画において、相談支援体制の充実・強化等を成果目標として位置づけ、障害者基幹相談支援センターを中核とした総合的・専門的な相談支援の実施に引き続き、取り組んで参ります。</p>
4. 防災対策の推進・充実				
III	4	(1)	なごや市民総ぐるみ防災訓練や名古屋市水防訓練において、「要配慮者（特に知的障害者）の防災」の内容を取り入れた区は何区ありますか。またその内容を教えてください。（福祉避難スペースの活用、福祉避難所移送訓練等）	<p>名古屋市水防訓練に関しましては、令和6年度は6区が要配慮者訓練を実施しました。訓練内容といたしましては、要配慮者への避難所受付対応訓練や毛布を使って要配慮者を運ぶ垂直避難訓練などを行いました。</p> <p>なお、ブースなどを設けて要配慮者訓練を行った区は6区ですが、他の区につきましても、配慮が必要な方がいらっしゃった場合には、各職員が災害時のご対応やご説明をさせていただいていたと聞いております。</p> <p>また、なごや市民総ぐるみ防災訓練につきましては、台風第10号の影響により中止となりましたが、13区で要配慮者に特化した訓練の実施が予定されており、その他の区に関しても、要配慮者の方にどういった配慮が必要なかといったことを職員に周知するとともに、要配慮者の方が受付に来られた際は、要配慮者の方に災害時はどういった対応をさせていただくかといったことをお伝えさせていただき予定であったと聞いております。</p>
III	4	(2)	指定避難所運営マニュアルの要配慮者の内容がどのくらい実行されているか教えてください。	<p>本市では指定避難所運営マニュアルにおいて、障害者や高齢者などの要配慮者に配慮する場所となる福祉避難スペースを、できる限り1階や区切られた部屋に設置することとしており、避難所運営の主体となる地域住民と施設管理者との協議により、その確保に取り組んでいるところです。</p> <p>また、同マニュアルには、要配慮者用受付窓口の設置、要配慮者への聞き取りやニーズ調査票の回収による状況・ニーズの把握、音声と掲示併用による要配慮者への確実な情報の伝達、要配慮者に配慮したスペースの提供及びトイレなどの配慮等について記載しており、様々な機会を通じて要配慮者に配慮した避難所運営について地域の皆様に周知するとともに、同マニュアルに基づいた訓練を実施しております。</p>
III	4	(3)	個別避難計画を早急に作成し、すべての地域に拡充してください。	<p>個別避難計画の作成にあたっては、地域の方をはじめ、より多くの関係者と連携しながら、要配慮者の避難支援について話し合い、要配慮者への理解を深めていただくとともに、要配慮者にとって意義のある計画となるよう努めてまいります。</p>
III	4	(4)	すべての地域で要配慮者（特に知的障害者）の理解を深めてください。	<p>訓練等の様々な機会を通じて要配慮者の理解を深める取り組みを進めてまいります。</p>
III	4	(5)	福祉避難所に移送される時には障害者本人と介助者1名となっておりますが2名以上にしてください。また指定福祉避難所の開設が認められた福祉事業所には、応急給水栓を設置してください。	<p>【健康福祉局】</p> <p>福祉避難所においては、限られたスペースになるべく多くの要配慮者を受け入れていただきたいため、付き添いの介助者は1名としておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>【上下水道局】</p> <p>本市では、市立小中学校や広域避難場所などに応急給水施設を整備するとともに、病院や福祉施設など災害時の給水優先度が高い施設に至る配水管について優先的に耐震化を実施するなどの地震対策を進めているところです。</p> <p>福祉避難所については、給水優先度が高い施設として、そこに至る配水管の耐震化を引き続き進めてまいります。</p>



本人参加のページ



サポートセンターbeing小本

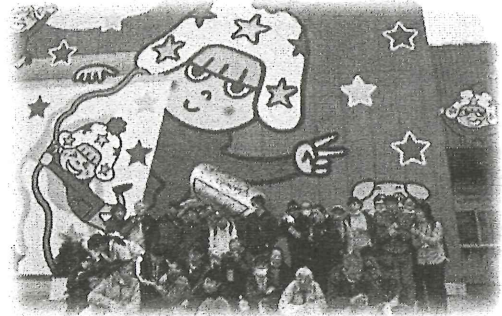
たうん でか
おやつタウンに出掛けました。

がつ にち たうん でか
11月20日におやつタウンに出掛けました。

だいす かし べびーすたーらーめん
みんなが大好きなお菓子「ベビースターラーメン」の

てーまぱーく たうん
テーマパーク「おやつタウン」!!

かんない はい べびーすたー きゃらくたー もけい
館内に入るとベビースターのキャラクターの模型があ



しゃしんさつえい ご おりじなる べびーすたーらー
り写真撮影をしました。その後オリジナルベビースターラ

めん たいけん あすれちつく
メン体験やアスレチックを

たの ひさびさ ひがえ
楽しみました。久々の日帰

りょこう おい はん た
り旅行、美味しいご飯を食

みやげ たくさんか じゅうじつ
べお土産も沢山買い充 実し

いちにち す
た一日を過ごせました。

まことにまったひがえりりょう
おやつタウンに行くと
とてもたのしかったです。
長谷川亨

各会

利用者の暮らしを支える人たち

こもとグループホーム

こもとグループホームの利用者の人達は、365日毎日ホームで生活をしています。

食事の提供や身の回りのお世話は世話人さんや生活支援員の方たちが行き、お金の管理は後見人さんが行っています。日中活動の場に行く時には、ガイドヘルパーさんや事業所の送迎車を利用し、休日には、ガイドヘルパーさんと共に外出して買い物や余暇を楽しみ、歯科など定期通院が必要な時には世話人さんが付添いをします。最近では、高齢化に伴い病院に通う日も増えてきています。

このように、たくさんの人達の支援があってホームの利用者さんの暮らしが支えられています。



各区・各会

瑞穂区手をつなぐ育成会

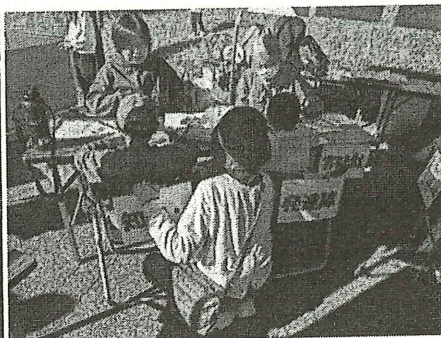
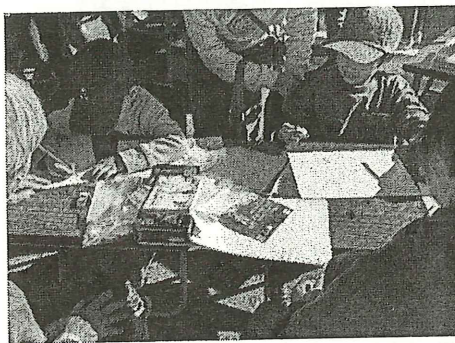
瑞穂区民まつりに参加しました。

11月9日(土)に、パロマ瑞穂野球場前駐車場で開催された瑞穂区民まつりに参加しました。瑞穂区手をつなぐ育成会は、瑞穂区障害者関係団体連絡会(瑞障会)のブースで『あなたもチャレンジ福祉体験』というテーマのもと、サポートセンターbeing瑞穂の山本所長とともに知的障害・発達障害疑似体験を担当しました。「ちょっと」「ちゃんと」などの抽象的な言葉を絵に描くことへの戸惑いや、手袋をした状態で折り紙で鶴を折ることのもどかしさを体験することで、抽象的な言葉の理解が難しい、手先を器用に使えない知的・発達障害者の気持ちを知ってもらいました。疑似体験は他団体にも好評で、たくさんの人たちに体験してもらいたいと言ってくださいました。



瑞障会ブースには、疑似体験の他に点字、手話、車いす、ボッチャの体験コーナーがあり、多くの人たちでにぎわいました。

瑞穂区は2026年に開催されるアジアパラ競技大会のメイン会場となる瑞穂公園陸上競技場を有



し、区民が中心になって大会を盛り上げる企画が進行しています。今回の福祉体験が、区民の方々が障害について興味を持ち、理解するきっかけになれば嬉しいです。

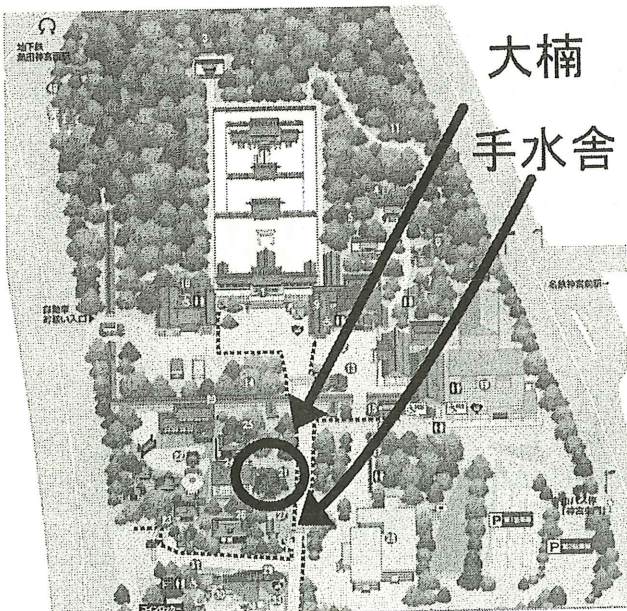
(金子実千江)

行って見て聞いて

Information

熱田神宮に出かけてみませんか。

令和7年は巳(へび)年になります。熱田神宮の手水舎北にある大楠には、神の化身といわれる蛇が住んでおり、根元にはお供えの卵が置かれています。なかなか目にすることが出来ませんが蛇を目にすると巳(実)入りがよくなり、金運・運気が上昇すると言われています。



大楠
手水舎

ぜひ見に行ってみませんか。

幹周/7.7m

QRコード →

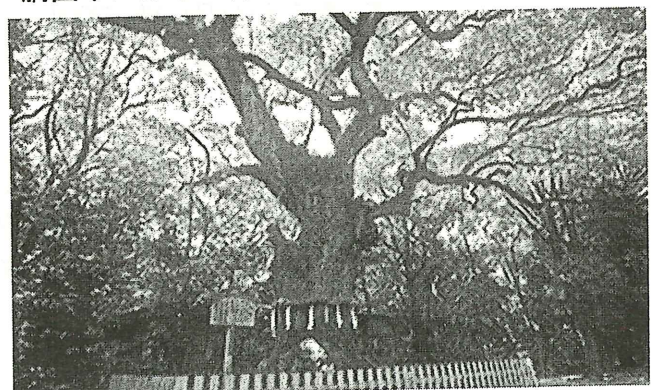


樹高/20m

樹齢/千年以上

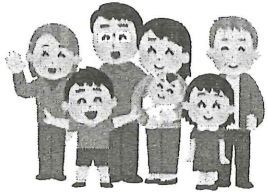
弘法大師のお手植と言われています。

胴回りにはしめ縄がまかれています。



お悩み相談室～ひとりで悩んでいないで相談してみませんか？～

名古屋手をつなぐ育成会の相談事業である「育成会お悩み相談室」は、子育て経験のある親や相談支援専門員などが、皆さんのお気持ちが少しでも楽になるよう、話をお聞きます。「なかなかことばが出てこないのが心配」「発達が少し遅いのかも?」「就園・就学について」「福祉サービス・制度について」「親亡き後はどうなるの?」など、お気軽にご相談ください。



※個人情報厳守します。

24時間受付フォームを始めました



○名古屋手をつなぐ育成会 お悩み相談室
(月～金 10:00～16:00 ※祝日・振替休日は休み)

TEL:(052)671-6211 FAX:(052)671-6214 (担当 濱田)

【当法人はこちらも運営しています】

○中川区障害者基幹相談支援センター (月～金, 第2・4土 9:00～19:00 ※祝日・振替休日は休み)
障害のある人の身近な相談窓口です。

障害者(児)とその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

TEL:(052)354-4521 FAX:(052)354-2201

例会のお知らせ

	1月	2月
支部活動対策部	7日(火) 10:00～	4日(火) 10:00～
会長会	16日(木) 10:30～	20日(木) 10:30～
広報啓発委員会	令和7年2月号原稿締切 1月31日(金)	令和7年3月号原稿締切 2月28日(金)
☆印は、会員さんどなたでもご参加できます。		
そだつ・はたらく部会	21日(火)サポートセンター-being 小本見学	16日(日)いちご狩り
くらす・まもる部会	☆27日(月)10:00 「防災について 熱田消防署の救命講習」	—
支援プロジェクト部会	30日(木)名城大学 障害学生サポーター研修	13日(木)熱田区介護保険事業所職員研修 18日(火)天白区障害者自立支援協議会 事業所部会
☆ふれあい教室	本 部 19日(日)いちご狩り 守山区 26日(日)フライングディスク 昭和区 26日(日)料理	東 区 1日(土)料理教室 西 区 2日(日)名城公園散策 名東区 2日(日)鳴子踊り 瑞穂区 23日(日)料理教室

表紙について

「僕の大好きな仮面ライダーたち」

お気に入りの仮面ライダーのキーホルダーをモールで作ったツリーに飾りました。

中川区 高橋 健太

11月*名古屋手をつなぐ育成会事業・行事

- 1日(金)・15日(金)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業名古屋市職員向け障害理解課長補佐級研修】
於中土木事務所
- 3日(日)第48回愛のフェスティバル 中止
- 13日(水)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業熱田区民生委員児童委員協議会研修会】
於熱田区社会福祉協議会
- 14日(木)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業名古屋市職員向け障害理解課長級研修】
於中土木事務所
- 17日(日)いこいの家運動会 於3階ホール
- 22日(金)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業西陵高等学校 発達障害についての講話と疑似体験】
於西陵高等学校
- 25日(月)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【Niterra 日本特殊陶業市民会館 職員研修】
於Niterra 日本特殊陶業市民会館
- 26日(火)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【中村区役所職員研修】
於中村区役所講堂
- 28日(木)いこいの家ティー&トーク 於桜山いこいの家
- 30日(土)支援プロジェクト部会 やろまいか疑似体験【東区障害を知る DAY】
於東区役所講堂

*名古屋手をつなぐ育成会会議等

- 1日(金)愛のフェスティバル打合せ 於第1会議室
- 5日(火)支部活動対策部 於3階ホール
- 6日(水)広報・啓発委員会 於第1会議室
- 7日(木)第37回事業推進会議
於サポートセンター-being 小本
- 広報・啓発委員会 於第1会議室
- 13日(水)愛のフェスティバル模擬店部ふりかえりの会
於第1会議室
- 14日(木)そだつ・はらたく部会 障害基礎年金学習会
於3階ホール
- 広報・啓発委員会 於第1会議室
- 21日(木)11月期会長会 於3階ホール
- 26日(火)GH世話人会議
於3階ホール
- センター長・管理者会議 於第1会議室
- 障害者福祉施設指導監査 於サポート being 緑親
- 27日(水)第270回理事会 於第1会議室
- 第386回評議員会 於第1会議室

*各区・各会行事

- 1日(金)天白区育成会 第38回地域交流会 於天白区役所
- 3日(日)西区育成会 西区民おまつり広場
於庄内緑地公園
- 港区育成会 港区区民まつりに出かけよう
於名古屋港ガーデン埠頭つどいの広場
- 9日(土)昭和区育成会 赤い羽根共同募金 於鶴舞公園
- 12日(火)東区育成会 施設見学会
於よつ葉の家特別養護老人ホーム瀬古の家
- 14日(木)千種区育成会「コアラの会」子どもを観るということ
於乗西寺
- 名東区育成会 名東区自立支援連絡協議会
- そだつ部会学習会 於障害者スポーツセンター
- 15日(金)天白区育成会 顔がみえるアート展てんぱく
於八事イオン G・Gモール
- 16日(土)北区育成会 こども・わかものおしごと体験
with あそびの森 於北生涯学習センター
- 中川区育成会 中川区セカンドステージセミナー
親子でそなえる相続税対策講座
於中川区役所講堂
- 17日(日)千種区育成会 赤い羽根共同募金街頭募金活動
於東山動植物園正門から地下鉄の出入口までの間
- 名東区育成会 牧野ヶ池スタンプラリー
於牧野ヶ池緑地公園

- 中村区育成会 青年学級のお出かけバスハイク
於長野県屋神温泉
- 北区育成会 ストレッチヨガ
於名古屋市総合福祉会館
- 南区育成会 南区民まつり2024(知的・発達に障がいのある人の理解のために疑似体験ブース出展)
於道德公園、道德小学校、大江中学校
- 19日(火)サポートセンター-being 小本 ふれあいガーデニング
於サポートセンター-being 小本
- さわらび園 母親研修会 於さわらび園
- 24日(日)北区育成会 北区新会員交流会
於名古屋市総合福祉会館
- 27日(水)瑞穂区育成会 瑞穂区小中学校特別支援教育児童生徒作品展
於瑞穂区役所1階エレベーター前
- 28日(木)名東区育成会 11月期例会
於障害者スポーツセンター
- 30日(土)天白区育成会 シネマでみるふくし「聲の形」
於天白区文化小劇場
- 南区育成会 クリスマス会 於南区役所講堂

*他団体関係事業・行事

- 8日(金)令和6年度第2回名古屋市早期療育指導委員会
於名古屋市役所
宮原理事出席
- 10日(日)名古屋市障害者スポーツ大会(ボウリング)
於名古屋グランドボウル
稲垣理事長出席
- 第23回あいち障害者フライングディスク競技大会
於ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)
濱田副理事長出席
- 12日(火)第33回(2024)中部ウォーカーソン寄付金目録贈呈式
於名古屋国際学園
濱田副理事長出席
- 24日(日)第16回ふれあいアート展表彰式
於電気文化会館東ギャラリー
古川常務理事出席
- 25日(月)令和6年度東海北陸6県社会福祉法人経営者セミナー(愛知大会)
於名古屋ガーデンパレス
古川常務理事出席
- 26日(火)名古屋市社会福祉協議会評議員会
於名古屋市総合社会福祉会館
濱田副理事長出席

正会員・賛助会員を募集しています

【正 会 員】

〈本人・保護者会員〉

知的障害のある本人、保護者で本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)と支部(各区・本法人外施設)会費を納入した方。

〈地域賛同者〉

本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)を納入した方。

【賛 助 会 員】

本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額3,000円以上)をされた方。

【特別賛助会員】

本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額1口5,000円)を2口以上された方。

振込先:郵便局 口座番号:00850-5-53143

加入者名:社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

一お問い合わせ先- TEL052-671-6211

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局

名古屋手をつなぐ育成会
 育成会福祉会館
 エレベーター設置工事
 R6.11.5~R7.2月末(予定)



こちらの駐車場はご事情のある方の駐車は可能ですが、近隣の道路の一方通行の関係で駐車場に空きがなかった場合は遠回りが必要になります。

育成会福祉会館
 3階ホールへはこの階段を利用してください。



混雑するときはこのような向きで駐車してください